

# 「満州中央銀行」による東北金融業への統制 (Part3)

趙 継 敏  
(石川賢作 訳)

## IV 「満州中銀」の役割とその結末

### 1) 日本による東北への金融統制の道具

関東軍は“9・18”事変を引き起こし、全東北を占領し、満州国傀儡政権を樹立して何代にもわたる日本軍国主義者の夢を実現した。これにより関東軍は満州国の帝王となり「満州国」の命運を握った。「満州国」の政治、経済、軍事は完全に関東軍の手に握られていた。関東軍司令官はまた日本駐「満」全権大使と関東長官を兼任し、このため、「満州国」は関東軍を中心とする一元的指導体制を形成していた。

「中銀」は関東軍が生み出したものである。関東軍統治部は直接に「満州中銀」の設立を画策し、関係文書、方案、政策、法令の起草の責任を負い、中銀設立の全ての準備工作を具体的に推進した。「中銀」の初代副総裁山成喬六は関東軍統治部部長駒井徳三の親戚であり、彼が「中銀」の実権を握って関東軍の全ての意向を実行したのである。

「中銀」の性格と職能から、それが完全に関東軍の侵略政策に服務するものであったことがわかる。その全ての活動は関東軍に支配され、東北における関東軍の支配の道具であったが、それは主に、次の5つの面にあらわれている。

第1に、指導系統において関東軍の指揮をうけており、関東軍によって一

手につくられたもので、必然的にその指揮を受けるものである。それは名目上、「満州国政府」財政部、経済部の指導を受けるが、実際の権限は関東軍の手ににぎられ、「満州」の金融に関する重要な決定は完全に関東軍から出ている。関東軍は「満州国政府」を通じて「中銀」のすべての活動を指揮していた。それゆえ「中銀」の実際の指揮権は関東軍にあったといえる。

第2に、政策規範上、関東軍の支配を受けていた。「中銀」の設立過程と設立後を問わず、関東軍はすべての運営のルールを敷いていた。『満州中央銀行綱要』、『満州中央銀行法』、『満州通貨金融方案』、『貨幣法』など、「中銀」の政策、法令は全て日本帝国主義の植民地政策と関東軍の意向に沿ったものであり、関東軍が自ら計画し制定したものである。関東軍は「中銀」を日本の侵略政策という戦車に固く縛り付けていた。

第3に、営業方針で関東軍の干渉を受けていた。「中銀」を侵略政策に一層役立てるために、関東軍は「満州国政府」を利用して「中銀」の経営活動に手を突っ込み、経営方針に干渉した。日・「満」が東北の貨幣を統一する過程で甘い汁を吸うために、在来の貨幣の交換比率を極めて低く押し下げた。「中銀」総裁の榮厚は人民大衆の反抗によって政権が動揺することを恐れて、改めるよう懸命に主張したが、逆に、国務院総務長官、前関東統治部長駒井徳三から厳しく叱責され、彼は屈服するしかなかった。関東軍は完全に日本銀行の方式で資金、貸し出し管理を行い、資金を蓄積して日本の独占的財閥のために資本を提供することを要求した。

第4に、投資方向においても関東軍に操縦された。「中銀」は資金の運用面でも関東軍に操縦され、資金は主に侵略戦争の物資準備をおこなう“産業開発”部門にもちいられ、独占企業を支援し戦略物資と軍需工業生産を拡充した。この他、直接関東軍のために軍需物資を調達し、軍費を提供した。

第5に、人事管理の面でも関東軍の支配を受けていた。「中銀」設立時にトップの人選は関東軍が直接に物色・手配して関東軍司令官に報告し承認をえたものである。“「中銀」の日本人最高責任者の人選が問題になったが、…坂谷芳郎の推薦で、関東軍司令官本庄繁の承認、決定を経て、…もと台

湾銀行理事山成喬六が最高責任者になった。”<sup>(44)</sup> 内部機構の部長，課長，分支店經理の人選は関東軍によってすすめられ全て関東軍，満鉄，朝鮮・正金各銀行の人員が担当し，彼らが「中銀」の実権を握った。「中銀」の組織と人事配置，正副総裁の任命は日本大蔵省の提案で「満州国政府」が任命の手続きをおこなうことになっていたが，関東軍の指名であり，完全に関東軍に握られていた。

以上の幾つかの点からも，「中銀」が終始関東軍の支配と指揮を受け，関東軍のために金融統制を行う道具であったことが分かる。

## 2) 日本銀行の特殊な分支機構として東北の金融業を統制した。

日・「満」は東北で特殊会社の制度を採用し，いわゆる“一業一社主義”の原則を実行して，それらに特権と保護を与え業種のなかで独占的な地位を占めさせ，全業種の統制に役立てた。「中銀」は日・「満」が設立した最初の“特殊会社”であり，“国内の通貨流通を調節し，また，その安定を保持し，全面的に金融を統制する”役割を果たした。<sup>(45)</sup> それは“日・「満」経済一体化”の精神に基づき，特殊会社としては「満州国政府」の金融機構であり，金融政策と方針の執行においては完全に関東軍と日本大蔵省の支配のもとにあり，全て日本帝国主義に従属する植民地銀行であった。それは日本銀行をモデルとして管理運営され，事実上，中国における日本銀行の特殊な分支機構であり，「満州国政府」の金融方針・政策の策定に参与し，「政府」の東北における金融統制を支援した。

1942年，「政府」は「中央銀行法」を再公布し，本銀行は当然の必要業務以外に，「政府」の金融統制に協力して以下の特殊任務を遂行するものとした。①「政府」に関係ある金融の重要計画に参与する。②金融機関の資金吸収と運用を指導し統制する。③金融機関の整頓を促進するなど。<sup>(46)</sup> これによって「中銀」が政府にかわって他の金融機関に統制，指導，整頓を行っていたことが分かる。1933年，「中銀」は東北の民族金融機構に対する「整頓」を開始したが，そのやりかたはますます厳しいものになった。取り潰し，吸収，

合併の方法をとり、登記、増資、改組、合併などを命令し、東北に元からあった169行の民間銀行は十数年の「整頓」の結果、1945年にはわずか16行に減少していた。1940年に「政府」はまた「共同融資制度」なるものを作り出し、「中銀」のなかに「共同融資団委員会」を設けた。その方針は「国内の私営銀行、商工金融合作社、その他の金融機関の余裕資金を一元的に集中し、国策資金の需要に用いることを図る」というものだった。<sup>(47)</sup>これによって「中銀」の民間銀行に対する統制をいっそう強め、民間銀行の預金総額の40%は支払い準備金、30%は国債の購入、30%は「中銀」に納めて共同融資とし<sup>(48)</sup>、「国策資金の需要」にあてることになった。民族資本を収奪して、侵略戦争を支持したのである。

### 3) 日本が東北に設置した植民地金融体系の代行機関

日本帝国主義が中国東北部を侵略占領した根本目的は東北を「大陸の軍事基地」として不断に拡大する侵略戦争の後方基地とすることであった。1933年3月、日・「満」が公布した『満州国経済建設綱要』のなかで「日本の軍需を満たすためには日満相互提携の国防経済確立が必要」と明確に記されている。いわゆる「国防経済」とは侵略戦争に服務する植民地経済である。東北経済をコントロールするには必ずまずその金融をコントロールしなければならない。この目的達成のために日本は傀儡政権を通じて東北で全面的な金融統制政策を実行しまた、一連の具体的な方針、計画を定めたが、これらの政策、方針、計画はおもに「中銀」を通じて遂行、完成されたものである。

「中銀」はそれが存在した14年間に、東北に植民地金融体制を樹立し、日本帝国主義は「中銀」を通じて以下のような犯罪的な目的を達成した。(1) 東北の幣制統一を強行し、「国幣」と日本円の等価を実行して「国幣」を日本円の従属物にし、た。また、東北の金融を独占して植民地金融体制を樹立した。(2) 日・「満」の「産業開発」、侵略戦争拡大を支持し、貨幣、信用および行政の手段を利用して資金蓄積を強行し、財富をかき集め、資源を略奪し、「特殊会社による産業開発」を助けた。(3) 金融統制政策を推進し、東北の経済、

資源を独占して、独占資本を支援し、軍需工業を拡充し、東北を侵略戦争拡大の物資供給基地にした。(4) 民族資本に打撃を加え、民族金融業をつぶし、植民地経済樹立のための道を作った。

#### 4) 東北で金融独占と経済略奪を行った

9・18 事変は東北を日本帝国主義の独占的植民地に変えた。日本帝国主義の東北侵略占領の目的は、①東北を侵略戦争拡大の物資供給基地にすること。②兵員の補充基地にすること。③ソ連進攻の前哨基地とすること。④東北の豊富な資源と富を略奪すること、であった。これらのうち最も根本的なものは資源と富の略奪であり、これによって日本独占資本の利益を保証することであった。「中銀」が関東軍と「満州」政権に依拠して東北金融業での独占的地位を得たことは、金融的略奪を行う上で有利な条件を生み出した。

日本独占資本は東北に大量の資本輸出をおこなって、巨額な不正の蓄財をおこなった。1937年から1945年の期間に、日本の三井、三菱、住友、安田の財閥は総額100億円に達する投資を行い、巨大な利潤を獲得した。「中銀」自体も大量のおこぼれに与り、開業から1944年までの13年間に、払込資本の8倍余に上る純利益2.096億円を手に入れた。<sup>(49)</sup> この事実は日本の対東北投資は大量の物資を日本に運んだだけでなく、また、東北人民の資金をも日本の独占資本家の懐に流し込んだことを証明している。

1945年8月、ソ連が対日宣戦を行い、日・「満」が全面的崩壊と滅亡に臨んだとき、「中銀」は応急金融対策をとって、最後の略奪を行った。8月11日、「中銀」総裁西山勉は東北の戦後経済を破壊し、金融を攪乱するために、従業員解散の名目で解雇費350万円の発給を命じ、彼自身も一度に15万円の「国幣」を奪い取った。<sup>(50)</sup> 8月12日、「中銀」営業部長生松浄は独断で「満州国政府」に5億円の「借款」を与えた。<sup>(51)</sup> 8月13日、「中銀」は紙幣印刷機と未発行の紙幣など9億円と共に「満州国政府」に従って通化に逃亡した。同時に「中銀」は本店職員に解雇費として4000万円を支給した。<sup>(52)</sup> 8月中旬の数日のうちに地方から長春に逃げてきた日本人に数十億円の解散費を支給

した。8月19日、「中銀」は民族の裏切り者、「国務総理」張景恵の日本逃亡費用として戦犯東条英機に「国幣」5000万円を電送した。「中銀」が完全に崩壊する前後の1・2ヶ月の間に50数億円の「国幣」を放出して<sup>(53)</sup>、恥ずべき歴史の最後の1頁を記した。

日本の中国東北に対する金融的略奪は以下のような特徴を備えている。①軍事性。関東軍の銃剣のもとに武力で推進・維持された。②国策性。日本の国策と軍事的需要からなされた。③計画性。『貨幣法』、『為替管理法』、『臨時資金統制法』などを制定し、計画的、段階的に略奪を行った。④長期性。東北を長期占領の地域として、長期的な略奪を目論み、「卵も取り、めん鳥も残す」方式で長期的な略奪を計画した。

この金融統制と略奪は、奉天系軍閥統治下で芽生えてきた微弱な半封建半植民地的な民族金融体制が徹底的に圧殺され、他方では、東北における植民地的金融体制の確立を示すものであった。

## 5) 東北における植民地的状況の深刻化

### (1) 民族工商業は圧迫されて停滞状態へ。

奉天系軍閥の時代に芽生え始めたばかりの民族工商業は日・「満」の経済統制と金融的略奪のもとで、その命運はいよいよ厳しいものになった。1933年3月、日・「満」は『満州国経済建設綱要』を制定し、重要経済部門で国家統制を実行することを宣言した。これによって民族工業は重要産業領域から排除され、手工業生産を主体とする生活必需品の生産に追い込まれた。そして中小企業は生産の範囲を縮小することによって生き長らえるしかなかった。この時期、人民の生活にかかわる軽工業は統制政策のもとでも生存を許され、一定の「自主経営」ができたが、これらの多くは酒造、製粉（小麦、緑豆など）、鉄工所などで、多くは手工業的生産であり、大部分は労働者10人以下の小工場で、資本額もわずかに数千円から数万円であった。それらは狭い隙間の間でもがき精一杯に生きてきた。1937年以後は、戦時経済統制政策が実施された。『統制』の範囲はあらゆるところに広がり、民族工商業

はいっそう苦しくなった。1939年10月、吉林、営口、錦州の3つの中規模都市における中国人経営の最有力工業企業71社の調査によれば、1社平均の資本額は平均5万余円であり、民族資本の発展が厳しく制約されている事が分かる。具体的状況は以下のようなものである。

表4 民族資本の状況

(資本額単位：円)

	調査事業所数	平均資本額	平均労働者数	平均営業年数
製油	9	78566	5	9
醸造	4	20900	69	14
染色	16	42975	83	6
鉄工	5	7662	22	9
木工	13	13827	25	33
印刷	3	22225	68	18

(54)

「満州国」の末期、中国人経営の一般工業企業の多くは倒産・破産に陥った。民族工業資本はなぜこのように不足したのであろうか。日・「満」の金融的略奪が東北民族工業衰退の根本的原因である。

経済統制の不断の強化は民族工商業に重大な打撃を与えた。1945年に「満州国政府」が準備した産業資金65億円のうち、民族企業を含む一般産業の分はわずか6億円、9.2%で、前年比40%あまり減少していた。日本帝国主義が降伏したとき、私人工業投資のうち、日本人が99.5%、中国人はわずか0.5%にすぎず、民族資本はほとんど壊滅状態であった。<sup>(55)</sup> 1945年6月、工鉱・交通部門の「特殊会社」と「準特殊会社」の資本のうち、中国人私人資本はわずか0.3%で、鉱業ではほとんどゼロであった。<sup>(56)</sup> それらの資本は「満州国政府」、日本政府および日本私人資本に独占されており、植民地経済の特徴を明確に示していた。

日・「満」の民族商業に対する統制はいっそう厳しかった。すべての重要商品について、価格から市場まで、生産から販売まで、すべて統制と配給の

範囲に押し込まれた。

「満州国」後期には統制の範囲は重要商品から一般商品にまで拡大された。民族商業は重大な打撃を受け、市場の物資は欠乏し、需給関係はバランスを失い、すべての商業が凋落した。瀋陽市の工商業者王鵬勳は経済統制政策を暴露してこうのべている。「統制品が見つければ容赦なく没収された上、経済犯として処罰された。我々民族工商業者は暴力的な圧迫のもとで倒産・破産の淵に追い込まれ、財産の保証がないばかりか、生命も危険だった」<sup>(57)</sup>。経済統制政策は民族商工業の生存の条件を奪い、その一部を日本資本に併呑して植民地経済の軌道に押し込み、一部は休業・倒産した。幸いに生き残ったものも完全に独立性を失い、氣息奄々という状況で破産・半破産の状態であつた。

(2) 農村経済は多元化し、農業生産は日々に萎縮した。

植民地・半封建社会の東北農村経済のなかで、封建経済、商品経済、資本主義経済が並存するという多元的な経済形態が生まれ、植民地農村経済が形成された。日本統治下では、農村に対して残酷な経済統制と金融略奪が行われ、多様な経済形態が相互に浸透・制約して、農村の生産力を破壊し、農業生産の発展を妨げた。

日本帝国主義は東北で大規模な土地略奪を進めた。農業移民を送りこみ、略奪的農業経営をおこなって東北農村を一層植民地化した。日・「満」は地籍整理と「集団部落」政策（訳注：抗日ゲリラ地域からの農民の強制移住）を行い、「没収」、「占用」、「買い上げ」などの方法で大量の土地を奪った。

1937年に日本は「20年以内に東北へ100万戸、500万人を送り込む」という侵略計画を制定し、「満州の大陸へ行って日本に不足する農業資源を大量に獲得すべし」、「開拓の目的は第2の故郷を建設することであり、それゆえ農業経営の目的は開拓地を安居の地となすことである」とした。<sup>(58)</sup> 1945年8月までに実際に移民10.6万戸、31.8万人によって2281.5万畝（畝（ム一）＝6.667畝、15分の1畝）の土地を奪った。<sup>(59)</sup> 土地を占領された多数の中国



農民は荒れた僻地に追われて開墾の苦役につかされた。だが、日本農民は土地を占領すると、大部分の土地を中国農民に貸し付けてその小作料で暮らし、東北の新しい地主階級になった。

日本の植民地的支配のもとで封建的経済関係はなお存続し、地主階級は相変わらず農民にたいして圧迫と搾取を行っていた。一部の地主は日本と結託して漢奸地主勢力になり、日本移民とともに農民を搾取した。東北農村では農産物の商品化率は比較的高く、商品経済は一定の部分を占めていた。しかし、日・「満」が農村で長期にわたって略奪的経営をおこなったことに加えて、農村では貧・雇農が70%を占めていたため、彼らは小作あるいは雇農として働き、商品化率はいっそう高くなってますます大きな搾取を受け貧困になった。そのため、農民たちは念入りな耕作をする能力も関心もなくなり、農産物の生産量は日々に減少した。

日・「満」が行った経済統制政策はさまざまな方法で農業に対する略奪を強めた。第1は農村に金融合作社を組織して農業金融活動をやって農民の資金を奪ったことである。第2は農産物に対する統制をおこなって農・副産物の販売・購買に独占的政策を実施したことである。第3は「穀物出荷」政策の実行で食糧作物を公然と強制徴発をしたことである。第4は配給制を行って農民の生活必需品に配給制を実施したことである。これらは農民の手から金を奪い、口から食物を奪った。

日本帝国主義は降伏までに合計3.9億ムーの土地を奪ったが<sup>(60)</sup>、これは日本の総耕地面積の4.3倍にあたる。「穀物出荷」政策の実施から降伏までに、3590万トン穀物を奪う計画であったが、実際には3660万トン<sup>(61)</sup>を強制徴発した。日・「満」のこのような狂気じみた略奪は東北農村の経済に大きな災害をもたらし、農業資源は空前の破壊を受け、農民の再生産能力は打ち砕かれ、農業生産は日々に縮小した。

(3) 搾取と強制労働のもとで人民の生活は日々に困窮化した。

日・「満」は経済統制と金融略奪によって人民大衆に深刻な害を与えた。

1940年から、主要食料と生活必需品に全面的ないわゆる「配給制」を実施し、中国人民の消費生活を最低限度以下に押し込めた。メリケン粉と米は「統制品」に加えられ、中国人は貯蔵することも食べることも許されなかった。違反者は「経済犯」、「国事犯」とみなされた。食糧の配給量は日々に減少し、品質も悪くなった。1943年の7月末「奉天」市の配給量は大人7キ、子供2キであった。「興安北省では1943年2月から毎月、配給量が減少し、4-5月は5キ、6月は2.5キ、7月以降は供給が止まった」。多くの地方で労働能力のない女性、老人、子供は食料配給が停止された。<sup>(62)</sup> 配給されたもののなかにも、黴のはえたとうもろこしや高粱が入っており、のちにはドングリの粉や米糠、豆かすが代用品とされた。それにインフレが加わり、人民の生活は毎日飢えと寒さにさいなまれた。

また、大量の日本人開拓移民の侵入によって、多数の農民が生活の拠り所である土地を失い、日本人開拓民の小作人になって、日本侵略者と封建地主による二重の搾取を受けた。ある農民たちは「内国開拓民」と呼ばれて人間も住まない北部の荒野で開墾させられた。1939年から45年までに、不毛の地に開墾に迫いやられた中国農民は5万戸25万人余にのぼる<sup>(63)</sup>。これらの農民は自分の土地と家から追われて他郷に移り、流浪し、一家離散した。

東北植民地のもと、中国人労働者は一般工人と特殊工人に分けられた。日・「満」は大規模な経済略奪と「産業開発」をして大規模な土木工事、工業、鉱山などのために毎年、大量の労働力を徴用した。統計によれば、1941年には、鉱工、農林、土建、交通などの業種で合計388万人の労働者がいた。中国人労働者は厳しい搾取と圧迫を受け、一般工人について言えば、労働時間の長さ、労働条件のひどさ、賃金の低さなど、すべて極限的なものだった。炭鉱労働者は圧迫と虐待がもっともひどかった。西安炭鉱の労働者、牛世清は賃金の定額が32元3角4分だったが1942年12月には1ヶ月働いて、各種費用前借を差し引かれると、4元2角4分の不足になった。<sup>(64)</sup> このような搾取は言語に絶するものだった。この1枚の賃金明細票は資本家が剰余価値を搾取するということの証明だけでなく、植民地の特殊奴隷への搾取と圧迫

の証明である。特殊工人は「勞工」と呼ばれ、特殊なクリーであって、ラーゲルのなかの囚人と同じだった。1942年には100万人、1944年には130万人、1945年には160万人の勞工を徴用した。勞工は奴隸的な労働に従事させられ、死者、負傷者が非常に多く、生命の保証がなかった。1943年から1944年の9月まで穆興水路建設の工事中1200名の「勞工」が死亡し、1944年、興安嶺の要塞工事中に6000名の勞工が死亡した。<sup>(65)</sup> 勞工を使役したところはずべて例外なく中国人労働者の骨を埋めた「万人坑」がある。中国人労働者は日本侵略者の銃剣のもとで死線にもがき苦しんだのである。日本のいわゆる「開発」、「建設」、「繁栄」はずべて中国人労働者の累々たる白骨の上に築かれたものである。

#### 6) 狂気じみた金融略奪で経済は崩壊に瀕した。

侵略戦争の拡大に伴って、日・「満」の財政赤字は激増し、「中銀」は「国幣」の発行額を急増させた。1941年には発行額は13.17億円で、1932年比8倍増であった。1942年以降、発行は急増し、1945年8月の発行額は81.57億円で、1932年比54倍増になった。日本帝国主義崩壊の最後には発行額は136億円になり、「注銀」開業当時の96倍になった<sup>(66)</sup>。

表5 国債発行額

単位：100万円

年次	発行額
1937	329
1938	657
1942	1728
1943	3079
1944	5876
1945(8月まで)	8157

(67)

通貨乱発の主な原因は軍事支出であり、「中銀」調査部長の慶田は 1945 年 2 月のある会議でこうのべた。「通貨増大の 1 つの主な原因は軍事支出といわざるを得ませんが、軍事支出はまた産業資金、特に鉱工業資金の需要増加と関連しております」<sup>(68)</sup>。「満州国」後期、日本帝国主義は破綻に瀕し、ヒト、モノ、カネのすべてが極度の困難に陥っていた。「満州国」政府の予算赤字は激増し、公債の大量発行、税収、貯蓄の増加にもかかわらず、財政不足を補えず、通貨増発にたよるほかなかった。通貨乱発はインフレーションを引き起こした。「新京」の卸売物価指数は公定価格で計算すると、1932 年平均を基数として 1942 年には 278.5、1944 年にはまたその 2.5 倍に達した。しかし、公定価格では、物は手に入らない。多くの民衆は生きるために闇市にたよらざるをえなかつた。1941 年から 1945 年まで生活必需品の 70% は闇市で売買された。闇値は日本の敗戦前にすでに公定価格の約 3000 倍に達していた。<sup>(69)</sup> 民衆は苦しみにあえいだ。

日本帝国主義は「中銀」を利用して 14 年の長き亘ってあらゆる方法で金融独占を行い、東北人民から資金をかき集めた。1945 年 8 月までに、国債 55 億円を発行し、各種税金・賦課 20 数億円、強制貯蓄 60 億円、紙幣発行額 80 億円に達した。<sup>(70)</sup>「満州国」経済がすでに崩壊に瀕したなか、日本帝国主義の最終的敗北が加速された。

## 〔訳者あとがき〕

この訳文は紙数の制限のために、著者の意見によって原文の「前文」、「後記」その他を含めた約 3 分の 1 を削った。そのため著者の意が十分に伝わらなかつた恐れもある。

訳者としては次の諸点を記しておきたい。

### (1) 幣制統一の歴史的評価の問題について

1920 年代、特にその後半以後の中国のナショナリズムとその基礎にある

資本主義化の問題が、幣制改革との関係で取り上げられていない。当時すでに中国国内に幣制改革への動きがあったが、これを無視すると中国人の手によってできなかった東北の幣制改革を「中銀」が実現したことになり、著者の意に反することとなろう。「張学良にもっと時間があれば、日本人が「満州中央銀行」を通じてやったのと同じことができたはずだと考える人もある」(安富歩「“満州国” 経済開発と国内資金流動」、『「満州国」の研究』P. 243より引用) というエドガー・スノーの言葉は意味深い。

## (2) 発券準備金と資本金について。

著者は「中銀」設立時の公称資本金 3000 万円のうち、「満州国政府」が三井、三菱から 1500 万円を借入れ、政府の株式と開業資金に当てたとしているが、三井、三菱からの借入金は 2000 万円で、それは準備金にあてられたものである(『満州中央銀行十年史』(1942年, P.72)。準備金としては、この他に東三省官銀号の銀貨約 4500 万ドル (元)、それに銀塊などをあわせて約 5000 万元、この他に特産物売却代金として鈔票があるだけだった(『満州中央銀行史』, 1988年, p.60)。

また、資本金 3000 万円のうち、750 万円が政府によって払い込まれたが、「その原資は「満州中銀」の政府への貸上金であり、「満州中銀」は自分で自分の資本金を払い込んだことになる」(安富歩『“満州国”の金融』1997年, p.40) とされている。

## (3) 換算比率について

換算比率は 1932 年 6 月 28 日の財政部令第 3 号による。

東三省官銀号ほかの兌換券は、旧貨幣 1 円と「国幣」1 円、四行号の哈大洋票は 1.25 円と「国幣」1 円、などの比率で交換されたが、吉林官帖は 500 帖と「国幣」1 円であった。吉林官帖は暴落がはなはだしく、対金票 1 円の相場が 1912 年には 5.5 吊、1920 年には 39 吊、1931 年には 776 吊に暴落していた。黒竜江官帖の場合は、1920 年の 37 吊から 1931 年には 3050 吊に暴

落していた（『満州中央銀行十年史』，p.27）という。

#### （4）金・銀塊の保有量について

「中銀」の金銀塊の保有量は原文では「1935年末の銀保有量 338 万公斤，金保有量は 833 万公斤」とある。1 公斤は 1kg であるから，銀は 3380 トン，金は 8330 トンになる。数値の出所は『偽満州中央銀行史料』10 ページとされている。著者に数値の確認を求めたところ，『経済略奪』（吉林人民出版社，1993 年）588 ページ記載の「日・“満”統治の 14 年間に奪った金銀は 519 トンであった」との資料が送られてきた。これらの数字はそれぞれ意味が異なり，比較もできないが，資料として問題が残る。なお，「中銀」大金庫内の金銀その他は，ソ連軍によって完全に略奪された。

## 注

- (44) (日) 満州国史編纂刊行会『満州国史』総論（東京第一法規出版社，昭和 45 年），293 ページ
- (45) 『満州中央銀行法』
- (46) 『満州中央銀行法』第 3 章。康德 9 年 10 月 26 日，勅令第 200 号
- (47) 『中国東北史』，492 ページ
- (48) 『偽満州経済統治』，232 ページ
- (49) 『偽満州中央銀行史料』，13 ページ
- (50) 同上，484 ページ
- (51) (日) 国民党による中央銀行接收関係文書「未了事項」
- (52) 同 (11)，477 ページ。『新編中国東北地区経済史』，511 ページ
- (53) 『偽満州中央銀行史料』，30 ページ
- (54) 『新編中国東北地区経済史』，511 ページ
- (55) 同 (53)，180 ページ
- (56) 同 (52)，513 ページ
- (57) 同 (54)，509 ページ
- (58) 同上，446 ページ
- (59)，(60)，同上，556 ページ

「満州中央銀行」による東北金融業への統制 (Part3)

- (61) 同上, 559 ページ
- (62) 『偽満経済統治』, 169 ページ
- (63) 同上, 554 ページ
- (64) 同上, 543 ページ
- (65) 同上, 546 ページ
- (66) 『偽満州中央銀行史料』, 11 ページ
- (67) 『新編中国東北地区経済史』, 502 ページ
- (68) 同 (66), 11 ページ
- (69) 同 (66), 12 ページ
- (70) 同 (62), 207 ページ